

## でんさいネットでは、お客様が保有する「でんさい」の 残高を証明する「残高証明書」の発行が可能です

- でんさいの「残高証明書」は、お客様が、基準日時点で債権者・債務者・電子記録保証人・特別求償権者・求償権者として記録されている、「でんさい」の件数・金額等を証する書面です。なお、発行単位は、利用契約単位となります。
- でんさいの「残高証明書」は、利用契約単位で発行いたします。複数の利用契約を締結している場合、利用契約ごとに発行請求していただく必要があります。
- 監査法人や税理士等、お客様が指定した宛先へ、でんさいネットから直接送付することが可能です。
- 残高証明書の発行方法には、「定例発行方式」と「都度発行方式」がございますが、**利便性の高い「定例発行方式」のご利用を推奨しています。**
- 定例発行方式と都度発行方式の主な相違点

	【定例発行方式】	【都度発行方式】
発行方法	・お客様が指定した基準日に定例的に発行することが可能	・お客様が指定した基準日のみ発行
請求方法	・定例的な発行を請求いただければ、 <b>次回以降の請求は不要</b>	・残高証明書を必要とする都度、 <b>請求する必要がある</b>
発送期間	・ <b>基準日から15銀行営業日以内</b> に、でんさいネットから簡易書留にて発送	・ <b>でんさいネットが請求を受け付けた日から15銀行営業日以内</b> に、でんさいネットから簡易書留にて発送 注) お客様からの請求受付後、でんさいネットが請求を受付けるまでには一定期間を要します。
発行手数料	・ <b>1,650円</b>	・ <b>5,500円</b>
発行基準日	・ <b>請求日以降の日付(未来日付)</b> のみ指定可能 注) 請求期限(指定可能な日付)は、金融機関で異なります。	・ <b>請求日以前の日付(過去日付)</b> のみ指定可能

- 残高証明書のサンプルおよび定例発行方式と都度発行方式の具体的な相違点等、残高証明書の詳細については、でんさいネットのホームページ(<https://www.densai.net/>)をご覧ください。

## 決算資料等の証跡として、 でんさいの「残高証明書」をご活用ください！

でんさいネット（株）全銀電子債権ネットワーク）では、  
でんさいの残高証明書発行サービスの取扱いをしております。

残高証明書発行サービスは、基準日時点で、お客様が債権者・債務者・電子記録保証人・特別求償権者・求償権者として記録されている「でんさい」の件数および金額等を証する「残高証明書」を利用契約単位で発行するものです。この残高証明書は、愛媛信用金庫経由でお客様が請求を行い、お客様が指定した宛先（監査法人等、お客様以外の宛先も指定可能）へ、でんさいネットから直接送付いたします。

手形の場合であれば、振出分（債務）については手形帳の控えを集計し、受取分（債権）については取立手形の残高証明書を取得しなければなりませんでしたが、「でんさい」の場合は、残高証明書のみで債権・債務等の残高を確認することが可能となります。

### 残高証明書の発行方法

「定例発行方式」と「都度発行方式」がございますが、  
利便性の高い「定例発行方式」のご利用を推奨しています。

	【定例発行方式】	【都度発行方式】
発行方法	・お客様が指定した基準日に定例的に発行します。 ※途中で発行停止等の依頼がない限り、自動的に継続的に発行します。	・お客様が指定した基準日にのみ発行します。
請求方法	・愛媛信用金庫所定の様式で、定例的な発行を請求いただければ、 <b>次回以降の請求は不要です。</b> ※請求が基準日近の場合、受付できない場合があります。	・でんさいネット所定の様式で、残高証明書を必要とする都度、請求いただく必要があります。 ※請求書は、当金融機関で交付します。
発送期間	・基準日から15銀行営業日以内に、でんさいネットから簡易書留にて発送します。 ※上記期間経過前の発送状況の確認や至急発送等の依頼は承れません。	・でんさいネットが請求を受け付けた日から15銀行営業日以内に、でんさいネットから簡易書留にて発送します。
発行手数料	・1,650円	・5,500円
発行基準日	・請求日以降の日付（未来日付）	・請求日以前の日付（過去日付）

詳細・サンプル等は、でんさいネットのホームページをご覧ください(<https://www.densai.net/>)。

(   )